

児童ポルノ

児童ポルノとは

児童買春・児童ポルノ禁止法の第二条第3項では、児童ポルノは次のように定義されている。

この法律において、「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを言う。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

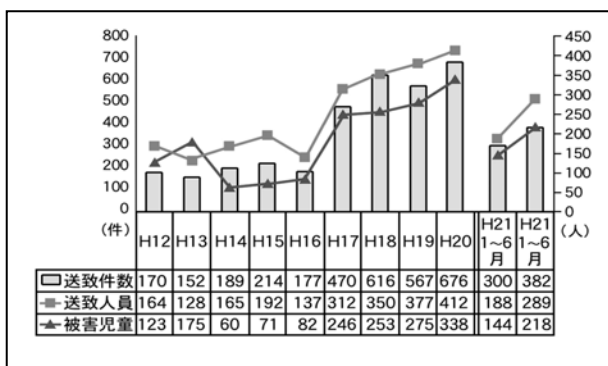
- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

*児童とは「18歳に満たない者」をさす。

国際社会においても児童ポルノは深刻な問題となっており、日本は平成17年に「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准している。

深刻化する被害状況

平成21年には、情勢が急激に深刻化している。平成20年上半期と21年上半期を比べると、被害児童は50%以上増加している。（警察庁調べ）



児童が児童ポルノ製造の被害にあう場合には、無理やり撮影されてしまう以外にも、インターネットのサイトで知り合った人にだまされたり脅されたりして、自分の裸を撮影して携帯メールで相手に送

信してしまうといった場合も多く見られる。同性のふりをして裸の写真を交換しようと言ってきたり、気軽にやり取りしていた掲示板やメールでの発言を学校や友人にばらすと脅して裸の写真を送らせようとしたりする手口もある。

児童ポルノは、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、たとえ被害を受けた児童自身が保護されたとしても、画像のコピーがくり返されて回収することが大変難しくなる。さらには、ファイル共有ソフトを利用して、国境を越えて児童ポルノを交換していた事件もある。

【事例】ブラジル連邦警察及びドイツ警察から ICPO を通じ、ファイル共有ソフト「eMule」を利用して児童ポルノを共有するネットワークが存在し、日本からのアクセスもあるとの情報提供を受け、捜査した結果、平成20年11月から21年2月にかけて、国内から同ネットワークにアクセスしていた会社員(37歳)ら8人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノ提供目的所持)で検挙した埼玉。

児童ポルノ対策

警察庁では、平成21年6月、児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進するため、「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定。画像分析班を設置するなど取り締まりを強化すると同時に、流通防止対策や被害児童の支援に努めている。

また、同時期に、児童ポルノの流通防止に取り組む民間団体や学識経験者からなる児童ポルノ流通防止協議会が発足した。児童ポルノに関する情報をリスト化し、対策実施者へ提供する「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」の設置に向けて協議している。

- インターネット上で児童ポルノを発見したら…最寄りの警察署またはインターネット・ホットラインセンター(<http://www.internethotline.jp/>)まで。
- 児童ポルノの提供・製造・公然陳列等の事件情報は…最寄りの警察署または子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業 (<http://www.tokumei.or.jp/>) まで。